

長浜市事業者応援「ながはま割」デジタルクーポン事業実施業務委託仕様書

1 業務名称

長浜市事業者応援「ながはま割」デジタルクーポン事業実施業務（以下「本業務」という。）

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで

3 業務の目的

本業務は、長浜市内の対象店舗で利用できる、食料品、日用品、生活サービス、飲食サービス等を対象としたデジタルクーポンを発行することにより、市内における購買意欲の喚起と消費拡大を進め、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市内事業者を支援し、地域経済の活性化と好循環を促進することを目的とする。

4 企画提案の方針

企画提案する上で、次の（１）及び（２）の考え方に則した企画提案を行うこと。

- （１）市内における購買意欲を喚起し、消費拡大することで、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市内事業者の支援につながるものになっていること。
- （２）以下５から１３までの業務を遂行するための実施計画、実行体制、個人情報の管理及びセキュリティの観点に関する項目等を記載すること。また、活用するツールまたはシステムの概要などをわかりやすく提案すること。

5 業務の概要

（１）システムの構築及びデジタルクーポン発行

- ①対象店舗や利用者にとって平易で利便性の高いシステムを構築すること。
- ②対象店舗でデジタルクーポンを利用する際、利用者及び対象店舗の負担軽減が図れるよう、市民に広く利用されているソーシャルネットワーキングサービス等のコミュニケーションアプリを用いたQRコードによる割引を行うものとする。なお、原則として、長浜市が所有する「長浜市LINE公式アカウント」を活用すること。
- ③システムのセキュリティ対策やデジタルクーポンの不正利用防止にかかる対策を十分に講じること。
- ④本事業終了後、取得情報を事業効果の分析や今後の長浜市の施策等に活用することができるようシステムを構築すること。
- ⑤事業執行にあたり、適切に予算管理ができる仕組みとすること。

（２）利用者対応

利用登録、デジタルクーポンの受付・発行・利用、広報及び問合せ対応等を行うこと。

（３）対象店舗対応

登録促進、登録申込の受付、登録、広報、割引用QRコードの作成・送付、換金及び問合せ

せ対応等を行うこと。

(4) 効果検証等

上記一連の業務において取得した利用者や対象店舗、利用状況等の情報を有機的に活用し、効果検証等を行うこと。

6 デジタルクーポンの概要

予定しているデジタルクーポンの概要は、以下のとおり。(変更となる可能性あり。)

(1) 発行数及び発行金額

①総発行セット数(予定) 123,500程度(※1セット5枚綴り)

②発行金額(予定) 2億4,700万円程度

※上記①、②は、見積結果により増加(額)することがある。

③割引利用区分(予定)

利 用 額	割引額
1,000円～1,999円	400円
2,000円～2,999円	800円
3,000円～3,999円	1,200円
4,000円～4,999円	1,600円
5,000円以上	2,000円

利用金額設定

(ア)1利用者が1会計時に利用できる金額及び割引額の設定は上表による。

(イ)デジタルクーポンは2,000円で発行され、利用期間内に400円毎に分割して利用可能とする。

(1,000円毎に使える400円分割引クーポンを5枚セットで発行)

④割引率

割引額の区分毎に400円～2,000円の割引額を決定(最大40%割引)

⑤申込期間及び利用期間(予定)

令和7年11月4日～令和7年12月22日(期間中に3クール設けること)

スケジュール(予定)

区分	申込期間及び利用期間	予算配分
第1クール	令和7年11月4日(火)～11月17日(月)	設定しない ※予算無くなり次第終了
第2クール	令和7年11月18日(火)～12月1日(月)	
第3クール	令和7年12月2日(火)～12月15日(月)	

※スケジュールは予定であり、変更となる場合がある。

⑥デジタルクーポンの使用対象とならないもの(予定)

(ア)土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い

(イ)公共料金・各種手数料(振込手数料・電気・ガス・水道料金、保育料等)

(ウ)国税、地方税等の公租公課

(エ)有価証券、商品券、ビール券、おこめ券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、旅行券、乗車券等の換金性の高い商品

- (オ)本事業の利用期間を越えて利用することができる回数券、食事券
 - (カ)現金への換金、金融機関への預け入れ、宝くじ、公共ギャンブル、パチンコ等への支払い
 - (キ)買掛金、未払金等の支払い
 - (ク)たばこ（電子たばこ含む）
 - (ケ)ガソリン、軽油、灯油、重油
 - (コ)スポーツジム、文化教室等の月謝
 - (サ)保険診療
 - (シ)風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - (ス)特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - (セ)その他、長浜市長が不適当と認めるもの
- ⑦デジタルクーポンの使用に関する留意点
- (ア)デジタルクーポンの利用期間内において、利用金額に応じたいずれかの割引金額区分における割引額を利用可能とする。
なお、割引額は 1 利用期間につき、2, 0 0 0 円を上限とし、4 0 0 円毎に分割利用できるものとする。（最大 5 回に分けて利用可能）
 - (イ)デジタルクーポンの利用期間内、対象店舗に限り使用可能とする。
 - (ウ)譲渡及び転売は禁止する。
 - (エ)現金への払い戻し及び引き換えは禁止する。
 - (オ)利用期間を過ぎたデジタルクーポンは無効とする。
 - (カ)他の割引、クーポンとの併用は可能とする。
 - (キ)釣銭は支払わない。
- (2) デジタルクーポン発行対象者（利用者）
- 発行の申し込みを行い、登録された者
- (3) デジタルクーポン発行方法
- ①申込
- (ア)受注者は、利用者募集にあたり、市民に広く利用されているソーシャルネットワーキングサービス（以下 SNS という）等のコミュニケーションツールを活用し、デジタルクーポンを発行するためのシステムを開設する。
 - (イ)利用希望者は、スマートフォン等のモバイル端末から同システムにアクセスし、必要な事項を登録する。
- ②発行
- (ア)受注者は、システムに登録した利用者に対して、利用可能期限が 2 週間のデジタルクーポンを発行する。ただし、回数と利用可能期限については、受注者と協議の上、決定する。
 - (イ)利用者は、スマートフォン等のモバイル端末によりデジタルクーポンを取得する。
 - (ウ)利用者からのアクセスに十分対応できるシステムにすること。
- (4) 発行限度数及び限度額

6（１）のとおり。

（５）利用可能店舗

長浜市内の小売・サービス・飲食業で、中小・小規模企業者が運営する店舗を対象とする。なお、大手チェーン及びフランチャイズチェーン等の店舗は対象外とする。

（６）その他

- ①デジタルクーポン発行にかかる手数料等は委託料に含むものとし、利用者はこれを負担しない。
- ②換金における手数料等は委託料に含むものとし、対象店舗はこれを負担しない。
- ③その他、提案による。

7 業務内容

デジタルクーポンの発行等を行うため、事務局の設置、デジタルクーポン発行システムの構築、利用者・対象店舗への対応、広報、コールセンター業務、対象店舗への換金、データ管理及び実績報告等、一連の業務を委託する。

（１）事務局の設置

- ①委託業務の統括責任者を選任すること。
- ②常に連絡のとれる業務責任者を配置すること。
- ③委託業務に必要な人員を配置し、トラブル等が生じた場合は迅速に対応できる体制を構築すること。
- ④委託業務実施にかかる作業場所、使用機器及び使用材料等は、受注者で準備すること。
- ⑤登録事業者等との連絡調整を行うこと。
- ⑥適宜、長浜市と協議、相談、報告及び連絡調整を行い、適切に進行管理を行うこと。
- ⑦その他必要な業務を行うこと。

（２）デジタルクーポン発行システムの構築

次の機能を搭載したシステムを開発し、開設・運用すること。

①デジタルクーポンの発行・管理機能

- (ア)デジタルクーポンの申込受付・発行、取得、利用及び管理を行うことができる機能を搭載すること。
- (イ)デジタルクーポン発行システムの構築・運用にかかる業務の一部は、再委託することができる。
- (ウ)長浜市が必要とするデータ（デジタルクーポンの発行・利用状況・実績、利用者や店舗の登録状況、対象店舗への振込状況など）が随時確認できること。
- (エ)利用者は、デジタルクーポンの利用期間内、対象店舗に限り使用可能とすること。
- (オ)利用者が支払い金額に応じて、各区分のデジタルクーポンを利用できる仕様とすること。
- (カ)利用金額は１利用期間につき２，０００円を上限とし、４００円毎に分割利用可能とすること。（最大５回に分けて利用可能）
- (キ)スマートフォン等のモバイル端末を活用した発行及び利用確認等が行えること。

- (ク)同期間に同一端末で複数セットのデジタルクーポンを取得できないよう対策を講じること。
- (ケ)本事業の利用者がSNSやウェブサイト等を利用する際、対象店舗を容易に探すことができるよう、地図アプリ等との連携を図ること。また、対象店舗を検索しやすいようにカテゴリ（業種）別や店舗名で検索できるシステムとすること。
- (コ)投稿者、閲覧者が用いるブラウザとして、パソコンについては、GoogleChrome、Firefox 及び Microsoft Edge の最新バージョンに対応し、これらのブラウザで正常に動作させること。
- (サ)Android、iOS 等の OS を搭載したスマートフォン及びタブレットからのアクセスに配慮し、レスポンシブウェブデザインとすること。
- (シ)デジタルクーポンの不正利用防止にかかる対策を十分に講じること。
- (ス)システムへの不正アクセス、ウイルス侵入、なりすましへの防止策及び情報流出等のセキュリティ対策を講じること。
- (セ)セキュリティ対策の状況を報告書等により定期的に報告すること。
- (ソ)システムの利用に伴う手数料等の経費は、受注者が負担すること。
- (タ)事業執行にあたり、適切な予算管理が可能な仕組みとすること。
- ②対象店舗の事業者データの収集と管理
 - (ア)対象店舗ごとにQRコードを設ける等、いつ、どの店舗で、いくら利用されたのか分かるようにすること。
 - (イ)対象店舗ごとの利用実績や精算処理を行うためのデータ抽出等が可能であること。
 - (ウ)対象店舗が自身でクーポンの利用状況等を確認できるようにすること。
- (3) 利用者対応
 - ①チラシ・ポスター、専用ウェブサイト、新聞、地域情報誌、SNS 広告等の広報媒体を活用し、利用者に周知すること。
 - ②利用者（各利用期間で最大約8万人の利用を想定）がSNSを用いてデジタルクーポンを円滑に取得・利用できるよう、分かりやすく案内するための利用説明ガイド等を作成し、ウェブサイト等で広く周知すること。
 - ③利用者には、以下の事項についてコミュニケーションアプリ等を通じて分かりやすく案内すること。
 - (ア)本事業実施の事前案内
 - (イ)利用登録開始の案内
 - (ウ)利用期間開始の案内
 - (エ)利用者アンケートの案内
 - (オ)長浜市公式アカウント（LINE）の案内
 - (カ)その他事業実施において必要なこと
 - ④利用者が取得分を忘失することなく利用できるよう、対策を講じること。
 - ⑤利用者の問合せに対応する窓口（コールセンター可）を設けること。
 - ⑥利用者からの問い合わせについて、誠意をもって丁寧な対応を行うこと。

⑦高齢者等のデジタル利用に不慣れな方に対し、デジタルクーポンの利用方法の説明を対面等で行う説明会を設けること。なお、説明会は以下のとおり予定している。

(ア)開催場所 市内10カ所程度

(イ)開催時間 午前10時から17時まで

(ウ)想定人数 平均30人程度

⑧デジタルクーポンの利用方法を説明する案内動画等を作成し、利用方法を分かりやすく広く周知すること。

⑨対応マニュアル等を作成し、一定の基準をもって対応すること。

⑩利用者FAQを作成し、ウェブサイト等へ掲載すること。

(4) 対象店舗対応

①店舗の開拓・募集・登録（約1,200事業者の参加を想定）

(ア)受注者は、デジタルクーポンを利用できる店舗を開拓及び募集し、長浜市と協議の上、決定すること。（利用期間途中からの追加登録も含む。）

(イ)開拓及び募集は、チラシ・ポスター、専用ウェブサイト、新聞、地域情報誌、SNS広告等の広報媒体を活用し行うこと。

(ウ)開拓及び募集にあたっては、特定の地域に偏りが生じないように配慮すること。

(エ)対象店舗（希望する店舗を含む。）を対象とした説明会を3回程度開催すること。

(オ)対象店舗からの問合せに対応する窓口（コールセンター可）を設けること。

(カ)専用ウェブサイト等を通じてオンラインで当事業への参加登録ができるようにすること。

(キ)対象店舗からの問合せに誠意をもって丁寧に対応すること。

(ク)デジタルクーポンの利用時に不具合等が発生した場合に適切に対応できるよう、報告フローや報告シートを整備すること。

②対象店舗での利用

(ア)モバイル端末（スマートフォン等）でQRコードを読み取ることで利用できるなど、特段、専用の機器等の設置を行わずに利用できるものとする。

③対象店舗との調整

(ア)受注者は、登録を希望する店舗から登録申請を受ける際、デジタルクーポンに関する説明を行うほか、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けていることや、不正使用を禁止する等の誓約を行うこと。

(イ)運営マニュアル及び想定問答等、運営（利用等）に必要な書類を作成するほか、対象店舗が円滑に対応できるよう支援すること。

(ウ)運営マニュアルには、デジタルクーポンの利用方法のほか、換金手続きの方法、対象店舗としての遵守事項及び禁止事項等を分かりやすく掲載すること。

(エ)デジタルクーポン利用者が利用可能な対象店舗を判別できる目印となるもの（のぼり、ポスター等）を作成し、対象店舗へ配布すること。

(オ)予算執行状況等により利用期間等を変更する場合、対象店舗と速やかに連絡がとれるよう調整を行うこと。

④対象店舗一覧の作成

- (ア)対象店舗一覧に記載する内容は、事前に長浜市と協議の上、決定すること。
 - (イ)対象店舗一覧は専用ウェブサイト等で公開することとし、変更等があった場合は、随時更新すること。
- ⑤QRコードの設置等店頭での対応
- (ア)対象店舗ごとにQRコードを作成し、店頭で設置しやすい工夫を施すこと。
 - (イ)QRコードの送付にあたっては、対象店舗が円滑に準備できるよう配慮すること。
- (5) コールセンター業務
- ①開設期間 *始期及び終期は提案すること
- ・コールセンター設置(対象店舗向け)
令和7年9月中旬から令和7年12月下旬まで
 - ・コールセンター設置(利用者向け)
令和7年10月上旬から令和7年12月中旬まで
- ②開設時間
- 概ね10時から17時(期間中、土日祝日含む。)
- ③配置人員
- 常時2名以上とし、申込期間及び利用期間中(令和7年11月4日～令和7年12月22日)は3名以上で対応すること。
- ④開設準備
- (ア)長浜市の庁舎外に設置すること。
 - (イ)電話回線及び電子メールによる問合せフォーム等を設置すること。
 - (ウ)開設及び運営に必要な使用料、賃借料、通信回線、光熱水費、運営・維持管理に要する経費は、受注者が負担すること。
- ⑤電話回線数
- 利用者及び対象店舗、それぞれの対応に必要な回線数(体制)を定め、配備すること。
- ⑥取扱内容
- (ア)利用者からのデジタルクーポンの取得・利用等に関する問い合わせに対応すること。
 - (イ)対象店舗(希望する店舗を含む。)からの取扱店登録方法、デジタルクーポンの取扱及び換金方法等に関する問合せに対応すること。
 - (ウ)苦情を受けた場合またはトラブルが発生した場合等は、迅速かつ適切に対応し、対応後は速やかに長浜市へ報告すること。なお、対応にあたっては、コールセンターへの電話のほか、必要に応じて他の媒体等も活用すること。
- ⑦研修体制
- (ア)受注者は、コールセンター開設までに、接遇、情報セキュリティ及びデジタルクーポン事業等に関する研修に従事者に実施し、開設後は適切に対応すること。
 - (イ)コールセンター開設までに、問い合わせ対応のマニュアルを作成し、長浜市の承認を得た上で、使用すること。
- (6) 不正利用防止
- ①デジタルクーポンの不正利用防止に努めること。

- ②不正利用を事前に抑制できるシステムとすること。
- ③利用状況等を定期的にモニタリングし、不審な利用を検知できるようにすること。
- ④不正利用事案が発生した際は、長浜市と協力して追跡に努めること。

(7) 広報

- ①本事業の説明及びPR等を掲載した専用ウェブサイトを開設すること。
- ②本事業において、親しみやすく、わかりやすいロゴマーク等を作成すること。
- ③デジタルクーポンの利用を促進するため、効果的なプロモーションを行うこと。
- ④効果的に広報できるよう、必要となる制作物を作成すること。
- ⑤利用促進に加え、利用期間変更等の広報にも速やかに対応すること。
- ⑥その他提案によること。

(8) 換金

- ①対象店舗への換金は、金融機関を利用するなど、安全かつ確実な方法で行うこと。
- ②換金は、対象店舗でのQRコード決済情報を元に行い、デジタルクーポン割引分（長浜市から交付）を原資とすること。
- ③換金及び対象店舗への振込は、対象店舗の経営に影響を来さないよう、クール毎を目安に適切な頻度で行うこと。
- ④換金に伴う手数料等の経費は、受注者が負担すること。
- ⑤本事業が終了するまで、デジタルクーポンの利用金額等を適切に管理すること。
- ⑥換金時において利用額に相違がある場合等は、原因究明を行い、責任をもって対応すること。
- ⑦対象店舗への振込誤りが無いよう、十分に確認すること。

(9) データ収集・分析・管理・実績報告

- ①対象店舗及び利用者へのアンケートの実施、システムにより得られたデータを基に、業種別、地域別、年代別等の利用状況等の分析を行い、レポートにまとめること。
- ②業務に伴い収集及び作成したデータは、セキュリティ対策を施すとともに、紙データは施錠できる書庫で保管すること。
- ③利用実績（（例）利用者属性、利用金額、利用日時、利用店舗等）、登録利用者、対象店舗及びコールセンター等に関するデータは、長浜市の求めに応じ提供すること。
- ④当該データ（個人情報を除く。）は、長浜市の業務の必要に応じ、長浜市や経済団体等が行う他業務において提供及び使用することがあることを了解すること。

(10) デジタルクーポン分原資の支払及び精算について

- ①長浜市は、デジタルクーポン分原資として、247,000,000円程度を受注者の請求に基づき払う。送金時期、送金額等については、長浜市と受注者が協議の上、決定する。（※原資額は、見積結果により増額することがある。）
- ②長浜市が受注者に支払うデジタルクーポン分原資は、概算払いする。
- ③受注者は、すべての業務を完了するまで、長浜市から支払を受けたデジタルクーポン分原資を専用の口座において適切に管理すること。
- ④本業務終了後、長浜市から支払を受けたデジタルクーポン分原資に残額が生じた場合は、長浜市が発行する返納通知書により速やかに長浜市に返納すること。

- ⑤長浜市から支払を受けたデジタルクーポン分原資に関し預金利子が生じた時は、当該預金利子に相当する額を長浜市に納付すること。

(11) 委託業務報告書等の作成・提出

- ①本事業における利用登録情報、デジタルクーポンの発行、利用、換金等の実績及び分析にかかる委託業務報告書を作成し、長浜市に提出すること。
- ②本事業において収集した情報、データベースで管理していたデータ一式等を整理し、以下のとおり長浜市に提出すること。
- (ア)CD-R等の電磁的記憶媒体 2部
- ③以下の(ア)～(オ)の事項について、随時メール等で状況報告を行うこと。
- (ア)デジタルクーポンに関する事項
- (イ)参加店舗に関する事項
- (ウ)コールセンター対応記録
- (エ)換金に関する事項
- (オ)その他長浜市が指示する事項
- ④上記報告書等の著作権は、長浜市に帰属する。

8 業務スケジュール（予定）

以下を参考に、各業務スケジュールの詳細を提案すること。

※予算の執行状況によっては予定を早めて終了する場合もある。

【全体】

- ・デジタルクーポン配信専用システム（事前運用テスト）
令和7年10月上旬
- ・デジタルクーポン配信専用システム（運用）
令和7年10月下旬から令和7年12月中旬まで
- ・コールセンター設置(事業者（対象店舗）向け)
令和7年9月中旬から令和7年12月下旬まで
- ・コールセンター設置（利用者向け）
令和7年10月下旬から令和7年12月中旬まで

【登録店対応】

- ・説明会の案内、広報、開催
提案による。
- ・登録募集
令和7年9月中旬から
- ・QRコード等送付
提案による。
- ・登録店への振込計画
提案による。

【利用者対応】

- ・募集（利用登録）

令和7年10月下旬から

・デジタルクーポン使用期間

令和7年11月上旬から令和7年12月中旬

【対象店舗の換金期間】

令和7年11月下旬から令和7年12月下旬

【報告書等提出】

令和8年2月20日（金）

9 その他

（1）その他の追加提案

業務全般について、本仕様書に記載する事項以外に追加提案がある場合は、具体的に提示すること。（例：チャットボット、Q & A 掲示板を設けたオンラインによる問合せ対応、事業の効果的な広報など）

（2）上記6から9以外で、本業務実施のために必要な業務は、事業者決定後に長浜市と受注者が協議の上、決定する。

10 検査

（1）受注者は、本業務を完了した時は、速やかに長浜市に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。

（2）受注者は、自らの責に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正または補足その他の処置を講じるものとする。

業務の成果物

本業務の成果物及び提出期限は以下のとおりとする。なお、紙媒体及び電子媒体で提出すること。

成果物	提出期限	提出部数
委託業務報告書	令和8年2月20日（金）	1部
アンケートの集計・分析結果報告書	令和8年2月20日（金）	2部
その他長浜市が求めるもの	随時	—

11 秘密保持・個人情報の保護

（1）本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（2）受注者は、本業務の実施にあたり取り扱う企業情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

（3）この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む。）を長浜市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。

- (4) 本業務の遂行にあたり長浜市が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使
用しないこと。また、これらの資料、データ等は業務終了までに長浜市に返却すること。
- (5) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報保護の重要性を十
分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (6) 本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。
- (7) 受注者は、本業務の一部を長浜市の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該
受注者に対して、本仕様書に記載する事項を遵守させなければならない。

1 2 調査等

長浜市は、必要があると認める時は、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、
または報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければなら
ない。

1 3 その他留意事項

- (1) 実施体制を明確にし、実施計画（工程や期間）を策定すること。
- (2) 再委託の予定がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲
を記載すること。なお、再委託を行う場合は、あらかじめ委託先の承諾を得ること。
業務が再委託できる範囲は、次表により確認すること。

業務の範囲	業務の内容	再委託の可否
業務の主たる部分	業務の総合的企画、業務遂行管 理、手法の決定及び技術的判断	否
軽微な業務	コピー、印刷、製本、資料整理等	可 (委託者の承諾が不要)
上記以外の業務	上記以外の業務	可 (委託者の承諾が必要)

- (3) 成果物の所有権及び著作権は、全て長浜市に帰属するものとする。
- (4) 本業務の履行にあたり、個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得
たいかなる事項も他に漏らしてはならない。
- (5) 本業務に伴い収集・作成した書類やデータの使用、保管にあっては、紛失や漏洩が生
じないよう厳重に管理すること。
- (6) 本業務に伴い個人情報の流出等の重大な事故があった場合は、速やかに長浜市に報
告すること。
- (7) デジタルクーポンの利用状況に応じ、明らかに不要な経費については、両者協議の
上、委託費を精算することとする。
- (8) ウェブサイトを構築する場合は、次に掲げる事項を実施すること。
 - ①情報処理推進機構（IPA）（URL：<https://www.ipa.go.jp/>）の「安全なウェブサイトの
作り方」（改訂第7版）及び別冊「安全なSQLの呼び出し方」に準拠した実装を行う
こと。不具合対応等でプログラムを修正する場合も、同様の方針とする。
 - ②アクセシビリティ対応について、「JIS X 8341-3:2016」に配慮すること。

- ③ウェブサイト全体で常時 SSL/TLS に対応すること。
 - ④運用前に脆弱性検査ツール等による点検を行い、発見された脆弱性については適切に対策すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定する。